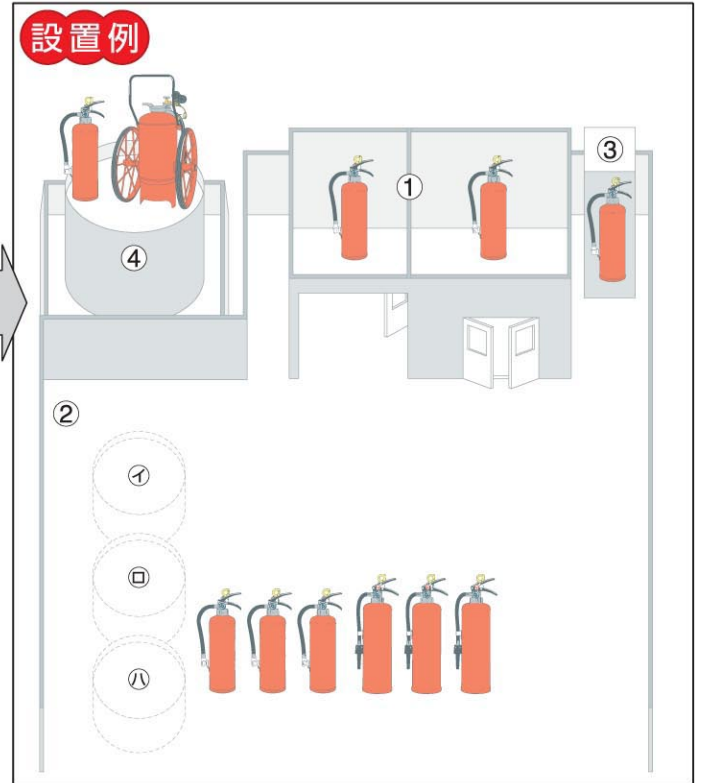
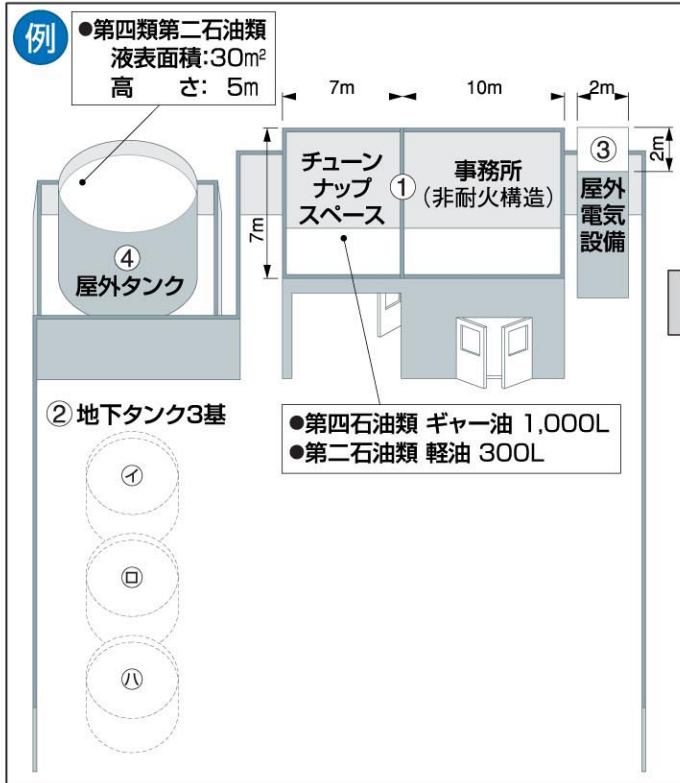




No.06 --001

危険物施設 その3

●給油取扱所 (ガソリンスタンド)



〔消火器設置計算方法〕

このガソリンスタンドの場合は、危・政令第3条1にあたる給油取扱所 (ガソリンスタンド) になります。

① 建築物 チューンナップスペース・事務室

$(49\text{m}^2 + 70\text{m}^2) \div 50 = 2.38 < 3$ (単位) …A火災用3能力単位以上必要
(床面積) (取扱所・非耐火構造の基準面積)

② 危険物 地下タンク

地下タンク1基につき第5種を2本以上設置すること。
 3基×2=6本以上

チューンナップスペース

$\frac{1000\text{L}}{6,000\text{L (四石ギャー油 指定数量)}} + \frac{300\text{L}}{1,000\text{L (二石軽油 指定数量)}} = 0.47 < 1$ (単位)
 B火災用1能力単位以上必要

③ 屋外電気設備

100m²につき1本以上の消火器が必要。 (危・規則36条)
 この場合、C火災適応消火器1本以上設置すること。

④ 屋外タンク

著しく消火困難なもの以外の屋外タンクなので、第四種および第五種をそれぞれ1本以上設置すること。 (危・規則34条)

① 建築物 チューンナップスペース・事務室

粉末 (ABC) 消火器10型または機械泡消火器6型を1本以上設置すること。

② 危険物 地下タンク

粉末 (ABC) 消火器10型 (A-3・B-7・C) と機械泡消火器6型 (A-3・B-10) を併用して設置すると

併用 $\left\{ \begin{array}{l} \text{粉末 (ABC) 消火器10型} \cdots 3\text{本以上設置} \\ \text{機械泡消火器6型} \cdots \cdots \cdots 3\text{本以上設置} \end{array} \right.$

チューンナップスペース

粉末 (ABC) 消火器10型または機械泡消火器6型を1本以上設置すること。

③ 屋外電気設備

粉末 (ABC) 消火器1本以上を設置すること。

④ 屋外タンク

大型・粉末 (ABC) 消火器1台以上を設置。

(歩行距離30m以下に1台設置)

小型・粉末 (ABC) 消火器または機械泡消火器を1本以上を設置すること。

●第五種の消火設備 (消火器) の能力単位A-2・B-4以上のものを設置すること。 (消防庁指導基準S.46年2月)



No.06 --002

危険物施設 その3

●第一種販売取扱所

店舗において容器入りのままで販売するため、指定数量の15倍以下の危険物を取り扱う取扱所。

例

- 第四類第二石油類 灯油 2,000L
- 第四類第三石油類 重油 500L
- 床面積 (非耐火構造): 100m²

〔消火器設置計算方法〕

危・規則35条3により、第五種の消火設備を設置すればよい。

建築物 $100\text{m}^2 \div 50\text{m}^2 = 2$ (単位) …A火災用2能力単位以上必要。
(床面積) (取扱所・非耐火構造の基準面積) (危・規則30条)

危険物 $\frac{2,000\text{L (危険物の量)}}{1,000\text{L (危・四類第二石油類の指定数量)}} + \frac{500\text{L (危険物の量)}}{2,000\text{L (危・四類第三石油類の指定数量)}}$
 $= 2.25 \div 10 = 0.225 < 1$ (単位) …B火災用1能力単位以上必要。
(危・規則30条)

設置例

YP-10A・YFF-6

建築物用
 粉末 (ABC) 消火器YP-10A (能力単位A-3) の場合**1本以上**設置。
(歩行距離20m以下ごとに設置)

危険物用
 機械泡消火器YFF-6 (能力単位B-10) を**1本以上**設置。
(但し有効に消火を行うことができる位置)

●第二種販売取扱所

店舗において容器入りのままで販売するため、指定数量の15倍以上、40倍以下の危険物を取り扱う取扱所。

例

- 第四類第一石油類 ガソリン 2,000L
- 第四類第二石油類 軽油 4,000L
- 第四類第三石油類 重油 4,000L
- 床面積 (耐火構造): 200m²

〔消火器設置計算方法〕

危・規則34条2・1により、第四種の消火設備 (大型消火器) を、建築物その他の工作物および危険物を包含するように設置する。第五種をその能力単位数が危険物に対する所要単位数値の1/5以上になるように設置すること。

危険物 $\left(\frac{2,000\text{L} + 4,000\text{L} + 4,000\text{L}}{200\text{L} + 1,000\text{L} + 2,000\text{L}} \right) \div 10 \times \frac{1}{5}$
 $= 0.32 < 1$ (単位) …B火災用1能力単位以上必要。

設置例

YP-10A・YP-100

大型・粉末 (ABC) 消火器1台以上設置。

危険物用
 B火災に適応する消火器を設置。
 粉末 (ABC) 消火器または機械泡消火器を**1本以上**設置。

●移動タンク貯蔵所 (P.11「●その他の製造所等の消火設備」参照)

危険物を貯蔵し、または取り扱う車両に固定されたタンク。タンクローリー車等をいう。〈危・政令15条〉

例 ●危険物四類第一石油類を搭載のタンクローリーの場合

設置例

自動車用粉末 (ABC) 消火器YPM-20 (6kg) を**2本以上**設置

危・規則35条により自動車用消火器のうち粉末消火薬剤3.5kg以上、霧状の強化液8L以上、二酸化炭素3.2kg以上、のいずれかを**2本以上**設置する。